

第4章

計画の推進

- 1 各主体の役割
- 2 計画の推進体制
- 3 計画の進行管理

1 各主体の役割

本計画に掲げる「目指す環境像」を実現していくためには、市・市民・事業者の三者がそれぞれの立場に応じた役割分担と連携により取り組みを推進することが必要です。各主体が取り組みを自主的に推進することに加え、三者が連携して計画を推進できる仕組みを構築することが求められます。

(1) 市の役割

市は、「南砺市環境未来づくり基本条例」及び「南砺市環境基本計画」に基づき、国や県、市民・事業者との協働により、環境保全に向けての各施策を推進します。なお、環境保全に関する指導や規制の強化を図るため、必要に応じて条例の制定及び改正について検討します。

また、市民や事業者に対し、環境保全に関する学びや行動につながる情報提供、地域の環境保全活動の開催や運営支援を行い、市民や事業者が環境保全活動に取り組める体制をつくります。

(2) 市民の役割

市民は、自らが市や地球規模の環境の保全を担う大きな役割を持つことを理解し、ごみの減量やリサイクル、省エネルギーなど日常生活における環境保全行動を実践し、環境に負荷を与えない生活様式の選択に変えていくことに努めます。

また、目指す環境像の達成に向けて市や事業者と協働して、環境の保全に努めるとともに、地域の取り組みや市の施策へ積極的に参加・協力します。地域として環境の保全に係る各々の地域課題に対して取り組み、地域ぐるみで活性化を図ります。

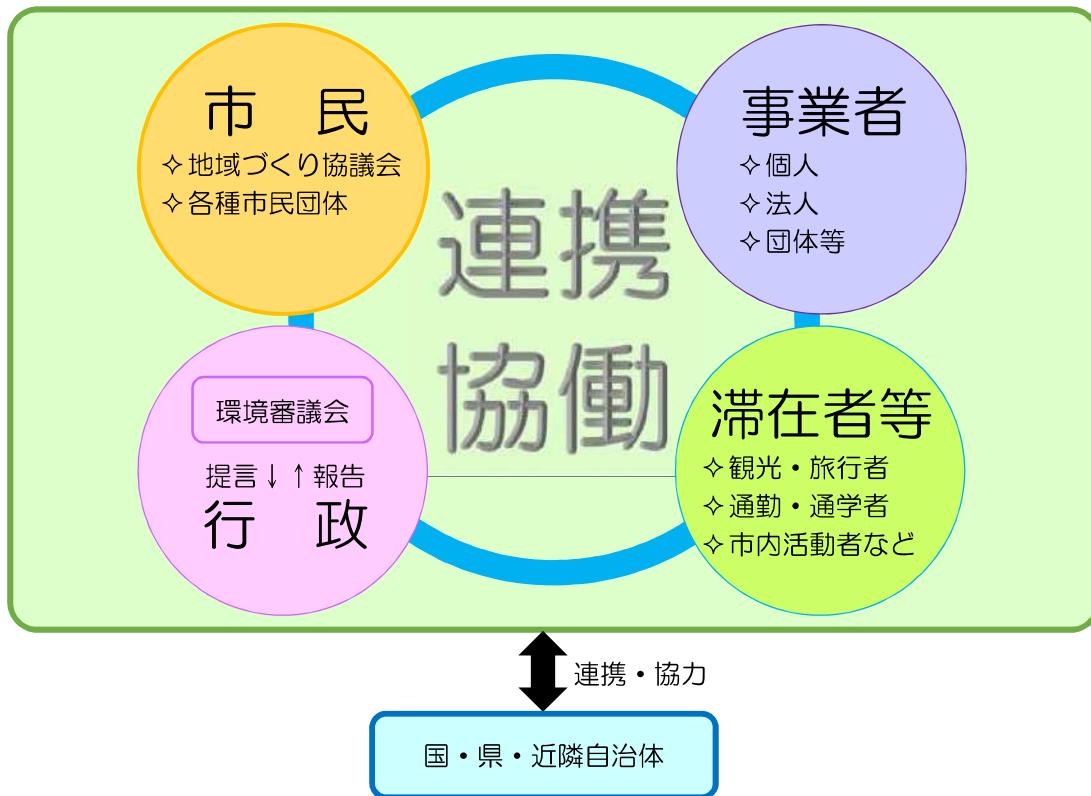
(3) 事業者の役割

事業者は、事業活動で環境に与える影響も地球規模に拡大していくおそれがあることを理解し、事業の構想、計画、実施や製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等に至るあらゆる段階において、公害の防止、環境の保全や安全性を確保し、環境にやさしい商品やサービスの開発・提供、環境保全技術の向上に努めます。従業員の環境に関する意識を向上させ、継続的な取り組みを事業の中に根付かせます。

また、目指す環境像の達成に向けて市や市民と協働して、環境の保全と創造に努めるとともに、地域活動や市の施策へ積極的に参加・協力します。

2 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市・市民・事業者等の各主体が互いに連携を図っていくことが重要です。このため、以下の体制のもとで計画を推進していきます。



(1) 市の推進体制

本計画に掲げた将来像を達成するために、エコビレッジ推進課が事務局となって、府内各部課の意見調整や施策、事業の調整を行い、施策を推進します。

(2) 南砺市環境審議会（既設）

南砺市環境審議会は、「南砺市環境審議会条例（平成23年条例第3号）」に基づき設置される市長の諮問機関として、学識経験者や関係機関の職員、市長が認める者から構成される組織です。同審議会では、市長の諮問に応じて、公正かつ専門的な立場から、本計画をはじめ、本市の良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について、調査や審議を行います。

(3) 市民等との連携・協働体制の整備

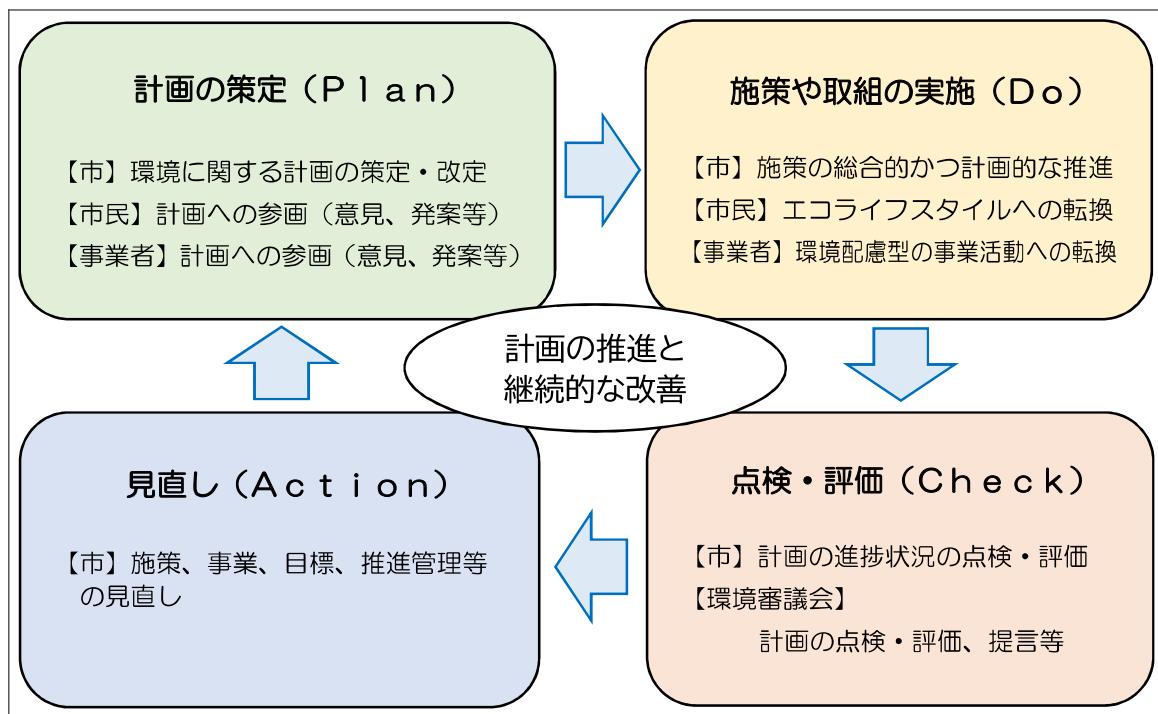
施策を展開していく上で、「市民参画」は重要なテーマとなることから、推進体制においても「市民参画」の要素を積極的に取り入れます。

(4) 広域的な連携

大気汚染や水質汚濁など広域的な取り組みが求められる課題や地球環境問題などの対応について、国や県、近隣の地方公共団体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

3 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施・運用・点検・評価・見直しまでの流れを、計画の策定（Plan）→ 施策や取組の実施（Do）→ 点検・評価（Check）→ 見直し（Action）により進行管理していきます。



公表：点検・評価結果の公開（広報なんと、市のホームページ）

(1) 施策の整合性の確保

市の担当課が計画・施策・事務・事業等を立案・実施する際には、本計画の主旨に基づいて、本計画と調整を図ります。

また、施策の立案や事業計画の策定段階から、環境の保全と創造に配慮します。

(2) 環境指標の設定

環境の現況や各種施策、事業の実施状況等を評価するための環境指標を定めます。環境指標は、各種施策や事業を実施する担当部課が管理し、その達成度を定期的に調査し、事務局に報告します。

(3) 計画の進捗状況等の公表

環境の保全及び創造に関する各種施策や事業の実施状況を本計画の目標達成のための進捗状況としてとりまとめ、南砺市環境審議会に報告するとともに、広報なんとや市のホームページで公表します。

資料編

- 資料 1 環境指標の現状値および目標値
- 資料 2 南砺市環境未来づくり基本条例
- 資料 3 第2次南砺市環境基本計画策定経緯
- 資料 4 環境審議会委員名簿
- 資料 5 南砺市環境審議会条例
- 資料 6 南砺市の市域概況
- 資料 7 市民等環境意識調査の結果
- 資料 8 用語集

資料1 環境指標の現状値および目標値

環境の現況や各種施策、事業の実施状況等を評価するための環境指標を定めます。環境指標は、各種施策や事業を実施する担当部課が管理し、その達成度を定期的に調査し、事務局に報告します。なお、環境指標は、取組みの進捗状況や施策の追加等に対応して見直していきます。

分野目標Ⅰ 地球温暖化対策

施策目標	目標への取組方向	目標への主な行動指標	単位	現状(R2)	中間目標(R8)	目標(R13)	環境指標の説明
1. 脱炭素に向けた取組の推進	(1) 脱炭素型の暮らしの推進 (2) 脱炭素型のまちづくりの推進 (3) 二酸化炭素の吸収源対策の推進	富山県地球温暖化防止活動推進員数	人	4	5	10	市内の富山県地球温暖化防止活動推進員数と企業内で同様の役割を担う人材
		エコドライブを心がけている市民の割合	%	61.9	70	80	市民環境意識調査の「いつも取り組んでいると回答した数／有効回答数
		JR城端線の一日平均乗車人員数(市内乗車駅分)	人	1,691	1,700	1,700	JR城端線(高儀駅、福野駅、東石黒駅、福光駅、越中山田駅、城端駅)のR1一日平均乗車人員数
		市営バスの年間乗車人員数	人	102,964	120,000	120,000	市営バスの年間乗車人員数
		公用車に占める低公害車や次世代自動車の割合	%	1.6	5.8	9.4	市の公用車に占める、低公害車・次世代自動車の割合
2. エネルギーの有効活用の推進	(1) 省エネルギー化の推進 (2) 再生可能エネルギーの普及・活用	間伐面積	ha	107	200	200	森林組合の単年度の間伐実施面積
		市道の道路照明のLED化	%	31	40	50	市道の道路照明のLED化割合
		住宅用等太陽光発電の設置件数	件	655	800	1,000	住宅用太陽光発電装置を設置され北陸電力㈱と余剰電力需給に関する契約された件数 + 公共施設太陽光発電装置件数
		木質バイオマス熱利用設備の設置件数	件	141	200	250	市内における木質ペレット・薪を燃料としたストーブ設置件数

施策目標	目標への取組方向	目標への主な行動指標	単位	現状(R2)	中間目標(R8)	目標(R13)	環境指標の説明
3. 循環型の暮らしの推進	(1) ごみの減量化の推進 (2) 食品ロスの削減 (3) ごみの資源化の推進 (4) 適正処理・不法投棄対策の推進	1人1日あたりのごみ排出量(家庭系可燃ごみ)	g	448	353	317	市内の家庭から1年間に排出された家庭系可燃ごみの量／365日／住民基本台帳人口(各年度の翌年度4月1日)
		資源集団回収による回収量	t	700	900	1,200	「南砺市資源再利用推進活動実施要綱」による登録団体の回収量
		食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合	%	33.9	50	70	市民環境意識調査の「買い過ぎ・作り過ぎに注意して、手つかず食料品や食べ残しを出さないようしている」に「いつも取り組んでいる」と回答した数／有効回答数
		生ごみ処理機の購入助成件数	件	24	25	30	「南砺市生ごみ処理機購入補助金交付要綱」の交付件数
		リサイクル率	%	10.1	17	25	集団資源回収で集めた資源物+通常の資源ごみ収集で集めた資源物の量の総ごみ処理量に対する割合
		不法投棄件数	件	65	55	45	市が回収を行った不法投棄物の年間件数
		市不法投棄監視員による巡回数	回	246	246	246	市不法投棄監視員による年間巡回数
4. 気候変動適応策の推進	(1) 自然生態系等に関する適応 (2) 都市機能に関する適応 (3) 人の健康に関する適応 (4) 適応策における横断的取組	高温耐性品種の作付け割合	%	25	25	25	高温耐性品種の作付け割合
		気候変動に適応した新品種・新品目の開発・導入数	品	3	3	3	気候変動に適応した新品種・新品目の開発・導入数
		訓練を実施した自主防災組織の組織率	%	100	100	100	各地域にある自主防災組織が訓練を実施した割合
		熱中症患者搬送者数	人	37	30	25	市内要請場所における熱中症患者搬送者数
		気候変動の影響への「適応」の意味を知っている市民の割合	%	18.3	40	60	市民環境意識調査の「意味を含めて知っている」と回答した数／有効回答数

分野目標Ⅱ 安全・衛生

施策目標	目標への取組方向	目標への主な行動指標	単位	現状(R2)	中間目標(R8)	目標(R13)	環境指標の説明
5.大気環境の保全	(1) 大気環境保全の充実 (2) 定発生源対策の推進	二酸化窒素濃度の環境基準の達成状況	%	100	100	100	福野観測局の二酸化窒素濃度(年間測定結果の長期的評価)と環境基準との対比
		光化学オキシダント注意報発令数	回	0	0	0	光化学オキシダントの年間発令数
		空気のきれいさに満足している市民の割合	%	86.9	90	95	市民環境意識調査の「満足」または「やや満足」と回答した数／有効回答数
		空気のきれいさに満足している市民の割合(再掲)	%	86.9	90	95	市民環境意識調査の「満足」または「やや満足」と回答した数／有効回答数
6.水環境の保全	(1) 水環境監視の充実 (2) 工場・事業場対策の推進 (3) 活排水対策の推進 (4) 地下水・土壤汚染対策の推進 (5) 健全な水循環の確保	市内河川のBOD環境基準の達成率	%	90	100	100	水質調査地点のうち水質基準を達成した地点数／一級河川の水質調査9地点
		市内湖沼のCOD環境基準の達成率	%	100	100	100	水質調査地点のうち、環境基準を達成した地点数／総地点数4地点(桂湖、桜ヶ池、繩ヶ池、赤祖父池)
		水(川・湖沼・池・地下水等)のきれいさに満足している市民の割合	%	86.9	85	90	市民環境意識調査の「満足」または「やや満足」と回答した数／有効回答数
		下水道接続率(水洗化・生活雑排水処理率)	%	93.6	94	95	生活排水処理施設(下水道、集落排水処理施設、合併処理浄化槽)を実際に利用している人口／住民基本台帳人口(各年度の翌年度4月1日)
		土壤汚染・地下水汚染の報告件数	件	0	0	0	土壤汚染・地下水汚染の年間報告件数(富山県への報告件数を含む)
		水道事業有収率	%	81.3	83	85	全水量のうち、使用料の対象となる水量の割合(率を下げる最大の要因は漏水)
		水道管の耐震化整備率	%	21.5	30	40	市内基幹管路耐震化率
7. その他生活環境の保全	(1) 騒音・振動、悪臭対策の推進 (2) 有害化学物質対策の推進 (3) ストック資産の活用	住まい周辺の静かさに満足している市民の割合	%	79.7	85	90	市民環境意識調査の「満足」または「やや満足」と回答した数／有効回答数
		住まい周辺の悪臭の少なさに満足している市民の割合	%	80.2	85	90	市民環境意識調査の「満足」または「やや満足」と回答した数／有効回答数
		空き家バンクの契約件数	件	24	30	40	空き家バンクの契約件数

分野目標Ⅲ 自然との共生

施策目標	目標への取組方向	目標への主な行動指標	単位	現状(R2)	中間目標(R8)	目標(R13)	環境指標の説明
8. 貴重で優れた自然の保全	(1) 自然公園・自然環境保全地域等の保全 (2) 生物多様性の保全	自然環境保全地域の指定面積	ha	329	329	329	自然環境保全地域の指定面積(市内分)
		自然環境保全地域の指定面積(再掲)	ha	329	329	329	自然環境保全地域の指定面積(市内分)
		鳥獣保護区の指定面積	ha	14,886	14,886	14,886	野生動植物保護地区及び鳥獣保護区の指定面積
		特定獵銃使用禁止区域の指定面積	ha	1,213	1,213	1,213	特定獵銃使用禁止区域の指定面積
9. 森林・農地・水辺の公益的機能の向上	(1) 森林・林地環境の保全・活用 (2) 森林の自然災害防止機能の保全 (3) 農地環境の保全・活用 (4) 水辺環境の保全・活用 (5) 野生生物との共生	間伐面積	ha	107	200	200	森林組合の単年度の間伐実施面積
		集団化団地数	団地	8	2	2	個人が持つ小規模な森林を周囲の森林とまとめて団地(集約化)したものの数で、目標値は大団地化する数値であり、集団化した団地の面積が減少することではない
		林道・作業道の延長	km	969	1,112	1,112	林道生産基盤の整備としての林道と作業道の延長(目標値は林業専用道及び作業道の延長が主)
		間伐面積(再掲)	ha	107	200	200	森林組合の単年度の間伐実施面積
		耕作放棄地面積	ha	40	50	60	農地と認められる土地の耕作放棄地の面積
		里山再生整備事業による整備面積(総計)	ha	770	1,010	1,210	これまで実施した里山再生整備による総面積
		エコファー マー数	経営体	490	490	490	市内のエコファーマー数
		農業体験イベントへの参加者数	人	251 (R2) 585 (H28)	700	800	市が行う農業体験イベントへの参加者数
		下水道接続率(水洗化・生活雑排水処理率)(再掲)	%	93.6	94	95	生活排水処理施設(下水道、集落排水処理施設、合併処理浄化槽)を実際に利用している人口／住民基本台帳人口(各年度の翌年度4月1日)
		里山再生整備事業による整備面積(総計)(再掲)	ha	770	1,010	1,210	これまで実施した里山再生整備による総面積
		イノシシによる農林作物被害額	万円	113	50	25	イノシシによる農林産物の年間被害額(有害鳥獣として捕獲したものに限る)
		鳥獣被害防止用電気柵の設置距離	km	288	408	508	鳥獣被害を防止するため設置した電気柵の設置距離

施策目標	目標への取組方向	目標への主な行動指標	単位	現状(R2)	中間目標(R8)	目標(R13)	環境指標の説明
10. 自然とのふれあいの推進	(1) 森里川海の恵みの再認識 (2) 自然とのふれあいの基盤整備 (3) 自然とのふれあいの機会の創出	市内の農村公園の総面積	m2	28,469	28,469	28,469	南砺市農村公園条例に定める公園の総面積
		子ども体験活動の開催数	回	14（R 2） 50（H 2 8）	50	50	子ども体験活動の開催数

分野目標IV 快適・心の豊かさ

施策目標	目標への取組方向	目標への主な行動指標	単位	現状(R2)	中間目標(R8)	目標(R13)	環境指標の説明
11. 快適でうるおいのあるまちづくりの推進	(1) 花と緑豊かなまちづくりの推進 (2) 美しく清潔なまちづくりの推進 (3) 交通環境の整備 (4) 雪に強いまちづくりの推進	公共緑地の面積	ha	97	97	97	市内の現存緑地量のうち、公共緑地(公園、緑地、広場、運動場、墓苑、その他)の面積
		清掃美化活動の参加者数	人	4,794	4,800	4,800	市内で行われている山・川・道路・市街地・村等の清掃美化活動の年間参加者数
		住まい周辺の清潔さに満足している市民の割合	%	64.8	80	90	市民環境意識調査の住まい周辺の清潔さ(ポイ捨てやペットの粪放置がない等)に「満足」または「やや満足」と回答した数／有効回答数
		JR城端線の一日平均乗車人員数(市内乗車駅分)(再掲)	人	1,691	1,700	1,700	JR城端線(高儀駅、福野駅、東石黒駅、福光駅、越中山田駅、城端駅)のR1一日平均乗車人員数
		市営バスの年間乗車人員数(再掲)	人	102,970	120,000	120,000	市営バスの年間乗車人員数
		消融雪施設の延長	km	146.5	153.3	160	市道に消雪散水管、流雪溝の設置整備が行われた延長
		除雪機械の台数	台	118	120	121	市で保有している大型除雪機械の台数
		地域ぐるみ除排雪機械台数	台	247	255	260	市が保有し地域に貸付している小型除雪機械の台数
		散居村景観保全協定の締結数	件	141	145	145	散居村景観保全協定の締結数
12. 特色のある景観・文化の保全・創造	(1) 魅力的な景観の保全・創造 (2) 歴史的・文化的遺産の保存・活用 (3) 文化芸術活動の振興 (4) 郷土意識の醸成	コガヤ年間生産量	束	12,000	15,000	15,000	五箇山地域のコガヤの年間生産量(生産者からの聞き取りによる)
		文化財指定件数	件	242	245	247	国・県・市指定の文化財指定数
		文化ホール等利用者数	人	53,806 (R2) 101,864 (H28)	110,000	110,000	井波総合文化センター、福野文化創造センターの年間利用者数
		南砺市全体の分野別説明教材の種類	種類	7	7	7	小中学校の社会科や理科で使用する南砺市に関する資料

分野目標Ⅴ 人・しくみづくり

施策目標	目標への取組方向	目標への主な行動指標	単位	現状(R2)	中間目標(R8)	目標(R13)	環境指標の説明
13. 環境を守り育てる人材の育成	(1) 環境情報の共有化 (2) 環境教育・環境学習の機会の提供 (3) 核となる人材や団体の把握・育成	環境情報量の多さに満足している市民の割合	%	15.8	25	35	市民環境意識調査の「満足」または「やや満足」と回答した数／有効回答数
		環境を学ぶことが好きな子どもたちの割合	%	21.9	25	40	市民環境意識調査の「とても好きだ」と回答した数／有効回答数
		とやま環境チャレンジ10実施校数	回	2	2	2	とやま環境財団主催の「とやま環境チャレンジ10」の実施校数(年間)
		子ども体験活動の開催数	回	14(R2) 50(H28)	50	50	子ども体験活動の開催数
		富山県地球温暖化防止活動推進員数(再掲)	人	4	5	10	市内の富山県地球温暖化防止活動推進員数と企業内で同様の役割を担う人材
		富山県自然解説員(ナチュラリスト)の登録者数	人	53	53	53	市内の富山県自然解説員(ナチュラリスト)数(年間)
14. 環境を守り育てる協働・連絡体制の整備	(1) 市民等の自発的な活動の促進 (2) 市民等の参画・協働の促進 (3) 広域的な連携・交流体制の整備	富山県リサイクル認定制度の登録事業所数	事業所	6	6	6	市内で富山県リサイクル認定制度に登録している事業所数
		富山県認定のエコ・ストア数	店	32	40	50	「とやまエコ・ストア制度」に登録している店舗数
		地域ブランド商品数(富山県ふるさと認証食品数)	商品	33	35	40	富山県ふるさと認証食品制度に基づき認証された商品数
		環境保全活動に取り組みたい子どもの割合	%	34.3	37	40	市民環境意識調査の「自分ができることを何か取り組んでみたい」と回答した数／有効回答数
		環境保全活動に参加したことがある市民の割合	%	65.2	67	70	市民環境意識調査の全体から「參加したことがない」を引いた割合
		まちづくりに参加している市民の割合	%	9.4	12	15	市や国、県が実施するまちづくり事業に参加したと答えた数
15. 環境と経済の好循環の推進	(1) 環境を配慮するしくみづくり (2) 環境負荷低減に向けたサービスの利用促進 (3) 環境にやさしい農林業の振興	南砺市や地域に誇りや愛着を感じる市民の割合	%	67.6	68	70	市民意識調査の南砺市への「誇り」や「愛着」を感じていると回答した数
		エコファー マー数(再掲)	経営体	490	490	490	市内のエコファー マー数

資料2 南砺市環境未来づくり基本条例

令和2年6月24日

条例第30号

1 設置及び所掌事務

第1条

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、南砺市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- (2) 審議会は、市長の諮問に応じ、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）に関する基本的事項について調査審議する。

2 目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第6条）
第2章 環境未来づくりに関する基本的施策（7条第一第15条）
第3章 協働による推進体制（1第6条—第20条）
第4章 環境施策の評価及び継続的改善（第21条・第22条）
附則

3 前文

私たちのまち南砺市は、深く美しい山々に囲まれ、川上の里と庄川、小矢部川により、潤った田園地帯を有し、四季を通じて人と自然が調和した日本の原風景が息づき、豊かな自然に抱かれ、独自の風土に根ざした歴史や文化を育んできた地域です。

この地域には、先人たちのたゆまぬ努力や英知の積み重ねから生み出された、個性豊かな景観、文化、産業が存在しています。しかしながら、今日の社会経済活動は、私たちに便利さや物質的豊かさをもたらす一方で、人間関係の希薄さを招き、かけがえのない自然環境、生活環境、歴史的環境、文化的環境の存続を危うくしつつあるため、私たちは今の暮らし方を見直していく必要があります。

私たちは、先人たちが誇りとして大切に受け継いできた良好な環境を享受する権利を有すると同時に、先人たちと同様に、この恵まれた豊かな自然、安心して暮らしていく環境を次世代に継承する役割を担っています。

環境から未来づくりを果たすため、市、市民及び事業者が協働して、環境、社会、経済などあらゆる視点から持続可能な地域、人と人、そして人と自然が共生する社会の実現を目指し、ここに南砺市環境未来づくり基本条例を定めます。

4 第1章 総則

(1) 目的

第1条

ア この条例は、環境未来づくりについて基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、次世代への良好な環境の継承及び環境負荷の少ない持続可能な循環型社会構築の実現に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が、環境に優しく安心して暮らせる生活の確保に寄与することを目的とする。

(2) 定義

第2条

- ア この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 1) 環境の保全及び創造 大気、水、土壤等からなる環境の保護及び整備を図ることにより、人を始めとする生物にとって良好な環境の状態を維持し、及び形成することをいう。
 - 2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障となるおそれのあるものをいう。
 - 3) 循環型社会 有限である資源を効率的に利用するとともに再利用を行い、持続可能な形で循環させながら利用していく社会をいう。
 - 4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
 - 5) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(3) 基本理念

第3条

- ア 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の下で市民が健康で文化的な生活を営むことができるよう、人と人及び人と自然が共生できる社会を構築し、これらを次世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- イ 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担の下で地域を愛する心が育まれるよう協働して自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ウ 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会が構築されるよう行われなければならない。

(4) 市の責務

第4条

- ア 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域の自然的、歴史的、文化的及び社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- イ 市の施策は、環境施策を基底として実施されなければならない。
- ウ 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

(5) 市民の責務

第5条

- ア 市民は、自らの日常生活が環境への負荷を与えていていることを自覚し、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。
- イ 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(6) 事業者の責務

第6条

- ア 事業者は、自らの事業活動が環境への負荷を与えていていることを自覚し、基本理念にのっとり、その事業活動に伴い生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- イ 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品等が使用され、廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努める責務を有する。
- ウ 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

5 第2章 環境未来づくりに関する基本的施策

(1) 環境施策の策定に係る基本方針

第7条

- ア 市長は、環境施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次の事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携及び科学的知見の活用を図り、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- 1) 市民の健康が守られ、自然環境及び生活環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。
 - 2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、地域の特性に応じ、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
 - 3) 地域の特性に応じた人及び自然の豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした環境並びに快適な暮らしが創造されること。
 - 4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、地球温暖化の防止等の地球環境保全に貢献すること。
 - 5) 地球環境保全を、全ての市民及び事業者の課題と認識し、それぞれの日常生活及び事業活動における積極的な取組として推進させること。

(2) 環境基本計画の策定

第8条

- ア 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となる環境基本計画を定めなければならない。
- イ 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 1) 環境政策に関する総合的かつ長期的な目標
 - 2) 環境施策の基本的な方針
 - 3) 前2項に定めるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- ウ 市長は、環境基本計画を定めたときは、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映するためには必要な措置を講じなければならない。
- エ 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを告示しなければならない。
- オ 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(3) 調査

第9条

- ア 市長は、環境施策の策定に必要な調査を実施しなければならない。

(4) 規制等の措置

第10条

- ア 市長は、環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制又は指導の措置を講じなければならない。
- イ 前項に定めるもののほか、市長は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(5) 経済的措置

第11条

- ア 市長は、市民及び事業者が自らの活動による環境への負荷を低減するための措置を促進するため、必要があると認めるときは、適正な経済的な助成の措置を講ずるよう努めなければならない。

(6) 環境の保全及び創造に資する施設の整備等

第12条

- ア 市長は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地等の環境の保全及び創造に資する公共施設の適正な整備に努めるとともに、これらの施設の適正な利用を促進しなければならない。

(7) 開発事業等に係る環境への配慮の推進

第13条

- ア 市長は、土地の形質の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(8) 環境に配慮した公共工事等への取組

第14条

- ア 市長は、公共工事等の施工に際しては、公害の防止、建設副産物の有効利用、エネルギーの効率的な利用その他環境への負荷の少ない施工方法の採用に率先して取り組まなければならない。

(9) 環境への負荷の低減に資する施策の推進

第15条

- ア 市長は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- イ 市長は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的で効率的な利用が促進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

6 第3章 協働による推進体制

(1) 教育及び学習

第16条

- ア 市長は、市民及び事業者が、環境の保全及び創造についての関心及び理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、教育を充実し、学習が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

イ 市長は、家庭、学校及び地域社会と連携し、将来を担う子どもたちが、環境に対する人としての責任及び役割を理解し、実行に結びつく能力を育むための教育を充実し、学習が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(2) 環境情報の提供

第17条

ア 市長は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を提供しなければならない。

(3) 自発的な活動の推進

第18条

ア 市長は、市民及び事業者が自ら率先して行う環境美化活動、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(4) 市民及び事業者との協働等

第19条

ア 市長は、市民及び事業者と協働した環境の保全及び創造を推進するため、市民及び事業者から提言を受けるための必要な措置を講じなければならない。

イ 市長は、市民及び事業者と協働した環境施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な庁内体制を整備しなければならない。

(5) 国や他の地方公共団体との協力

第20条

ア 市長は、森里川海を守ることその他広域的連携により環境の保全及び創造を推進する取組が必要となる施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行わなければならない。

7 第4章 環境施策の評価及び継続的改善

(1) 監視等

第21条

ア 市長は、環境施策を適正に実施するため、必要な監視等の体制の整備に努めなければならない。

(2) 監視等環境施策の評価及び継続的改善

第22条

ア 市長は、環境施策の推進の結果に対する評価を定期的に実施し、継続的な改善に必要な措置を講じなければならない。

イ 市長は、環境の保全及び創造に寄与する先進的かつ実効性のある技術の積極的な利用を促進するものとする。

ウ 市長は、市民及び事業者が自らの日常生活及び事業活動について環境に与える影響を評価し、継続的な改善を行うことができるよう必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて市民及び事業者に対し、助言、指導又は協力の要請を行うことができるものとする。

8 附則

(1) 施行期日

ア この条例は、公布の日から施行する。

(上平村環境美化推進条例等の廃止)

イ 次に掲げる条例は、廃止する。

1)上平村環境美化推進条例（平成14年上平村条例第2号）

2)利賀村豊かな自然と調和した美しい村づくり条例（平7成年利賀村条例第14号）

3)井波のまちをみんなで美しくする条例（平成15年井波町条例第32号）

資料3 第2次南砺市環境基本計画策定経緯

開催日等	会議の種類等	内 容
令和2年 11月4日	南砺市議会 全員協議会	・第2次南砺市環境基本計画の策定について
令和3年 1月12日	第1回 南砺市環境審議会	・市長からの諮問 ・計画策定のスケジュール及び策定方針について
令和3年 3月18日	庁内説明会	・計画策定に向けての取組作業依頼説明
令和3年 6月	第2回 南砺市環境審議会 (書面開催)	・市民等環境意識調査項目内容の確認
令和3年 6月16~29日	市民等環境 意識調査	・市民 1,000人、事業者 100事業所、子ども 766人、 アンケート調査
令和3年 7月7日	第3回 南砺市環境審議会	・第2次南砺市環境基本計画骨子（案） ・第2次南砺市環境基本計画現状と課題（案） ・望ましい環境像（案） ・市民等環境意識調査結果の速報
令和3年 8月30日	庁内説明会	・現行計画の事業の評価検証について ・第2次南砺市環境基本計画骨子（案）等の説明
令和3年 9月14日	南砺市議会 全員協議会	・第2次南砺市環境基本計画骨子（案）の説明
令和3年 10月11日	庁内調査	・施策及び指標の確認等
令和3年 10月13日	第4回 南砺市環境審議会	・市民等環境意識調査結果について ・第2次南砺市環境基本計画 第1章・第2章・第3章（素 案）について ・望ましい環境像（案）について
令和3年 11月4日	南砺市議会 全員協議会	・市民等環境意識調査結果について
令和3年 11月17日	庁内調査	・施策及び指標の確認等
令和3年 12月1日	第5回 南砺市環境審議会	・第2次南砺市環境基本計画（案）について ・望ましい環境像（案）について
令和3年 12月9日	第2次南砺市 環境基本計画答申	・南砺市環境審議会会长から市長への答申
令和4年 1月7日	南砺市議会 全員協議会	・第2次南砺市環境基本計画（案）について
令和4年 1月7日~26日	パブリックコメント	
令和4年 2月7日	南砺市議会 全員協議会	・第2次南砺市環境基本計画（案）パブリックコメントに ついて
令和4年3月	南砺市議会	・上程審議

資料4 南砺市環境審議会委員名簿

氏名	所属・役職等	構成・分野	備考
上坂 博亨	富山国際大学 現代社会学部教授	外部有識者	会長
浦出 義一	南砺市環境保健協議会 会長	環境等推進団体	副会長
大橋 豊	(公財)とやま環境財団 専務理事	外部有識者	
川合 声一	南砺市商工会 会長	産業・経済関係団体	
武部 範代	元南砺市連合婦人会 会長	学識経験者	
森田 義昭	富山県西部森林組合 副組合長理事	産業・経済関係団体	
谷口 恵	(公社)となみ青年会議所 理事 (SDGs推進委員)	公募委員	
渡邊 美和子	元南砺市教育委員会教育委員長 元県生活協同組合連合会副会長	公募委員	

資料5 南砺市環境審議会条例

平成23年3月23日
条例第3号

1 設置及び所掌事務

第1条

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、南砺市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- (2) 審議会は、市長の諮問に応じ、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）に関する基本的事項について調査審議する。

2 組織及び任期

第2条

- (1) 審議会は、委員12人以内で組織する。
- (2) 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- ア 学識経験者
 - イ 関係機関の職員
 - ウ 前2号に掲げる者のほか、環境の保全及び創造に関し市長が必要と認める者
- (3) 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長及び副会長

第3条

- (1) 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- (2) 会長は、委員の互選によるものとし、副会長は、会長が指名する。
- (3) 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会議

第4条

- (1) 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- (2) 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 専門部会

第5条

- (1) 会長は、審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- (2) 専門部会に属する委員は、会長の指名する委員をもって充てる。

6 資料提出の要求等

第6条

- (1) 審議会は、必要に応じ、市長その他関係機関等に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

7 庶務

第7条

(1) 審議会の庶務は、総合政策部エコビレッジ推進課において処理する。

8 委任

第8条

(1) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

9 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

資料6 南砺市の市域概況

1 位置・地勢

本市は、富山県の南西端に位置しており、市内の面積は、琵琶湖とほぼ同じ大きさ（面積：約 669km²）を有し、そのうちの約8割が五箇山県立自然公園等を含む森林地帯である他、一級河川の庄川・小矢部川・神通川水系が急流するなど、豊かな自然に恵まれています。平野部では、屋敷林に囲まれた家々が点在する「散居村」という田園景観が形成され、豪雪地帯の山間部には、平成7年 12月に世界文化遺産に登録された「合掌造り集落」があります。



図-1 南砺市の位置図

2 気象

本市の気候は、典型的な日本海側の気候であり、冬は寒く、降水・降雪量が多い地域です。中でも、城端・平・上平・利賀・福光の各地域は特別豪雪地帯に指定されており、山間部では最大積雪深が3mを超えることもあります。

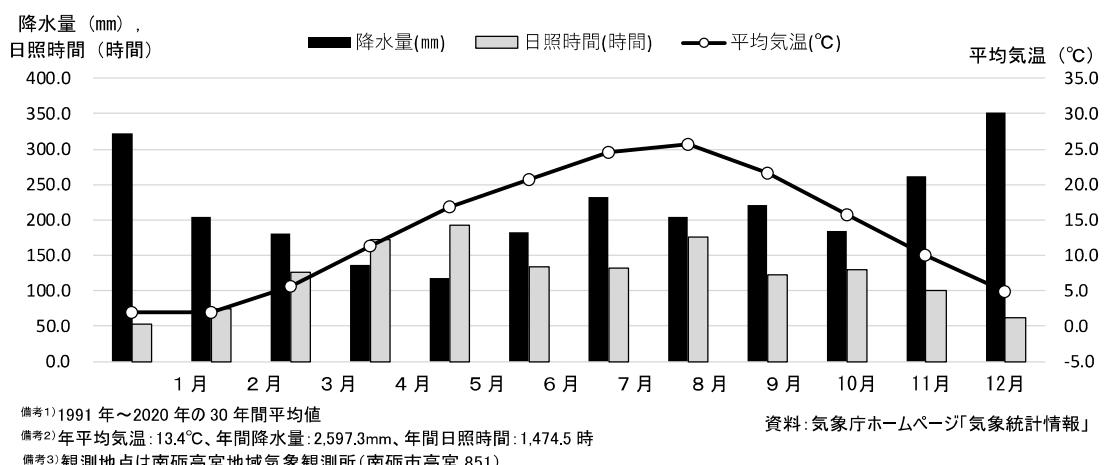
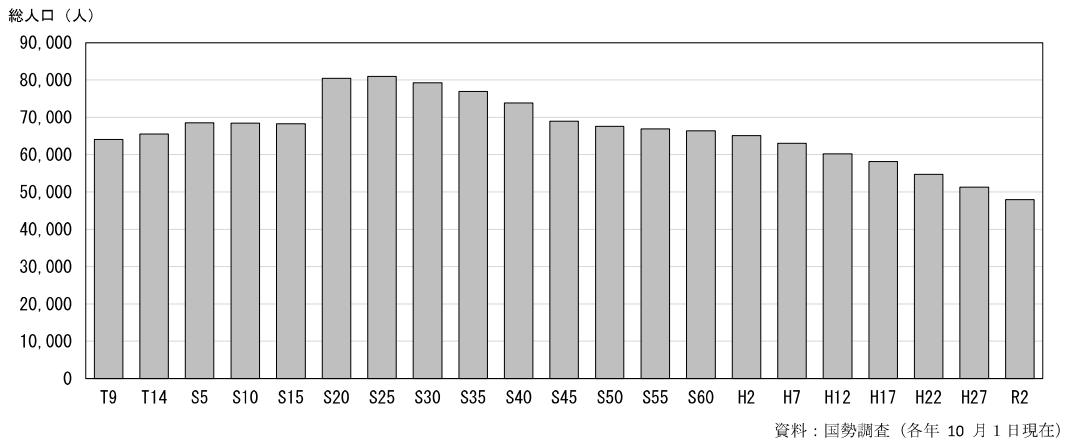


図-2 平年値(月毎の値)

3 人口

(1) 人口

国勢調査（大正9年に調査開始）によると、市の人口は、昭和25年の80,910人をピークに減少しつづけており、令和2年（調査最新年）の47,976人と比較すると約41%減少しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図-3 人口の推移

(2) 人口動態と将来人口

富山県人口移動調査の過去20年間（平成2年～令和2年）における本市の人口動態では、自然動態及び社会動態ともマイナス傾向であり、総人口の減少が続いているます。

表-1 人口動態の推移・出生率・婚姻率

年	社会動態			自然動態			人口動態 計
	転入者数	転出者数	社会増加	出生	死亡	自然増加	
平成2年	1,418	1,694	△ 276	559	588	△ 29	△ 305
平成7年	1,621	1,748	△ 127	513	684	△ 171	△ 298
平成12年	1,555	1,779	△ 224	419	627	△ 208	△ 432
平成17年	1,475	1,596	△ 121	403	708	△ 305	△ 426
平成22年	1,022	1,345	△ 323	354	686	△ 332	△ 655
平成27年	1,040	1,194	△ 154	310	739	△ 429	△ 583
令和2年	931	1,184	△ 253	248	737	△ 489	△ 742

備考1) 社会動態は、市外移動者の計である

備考2) 平成2年の社会動態、社会増加率は「富山県人口移動調査」(前年10月1日～当年9月30日)、その他は

「人口動態統計」(当年1月1日～12月31日)

平成7年の社会動態、自然動態、社会増加率は「富山県人口移動調査」(前年10月1日～当年9月30日)、

その他は「人口動態統計」(当年1月1日～12月31日) 平成12年～令和2年の社会動態は、「富山県人口移動調

査」(前年10月1日～当年9月30日)、その他は「人口動態統計」(各年1月1日～12月31日)

資料：「富山県人口移動調査」富山県統計調査課

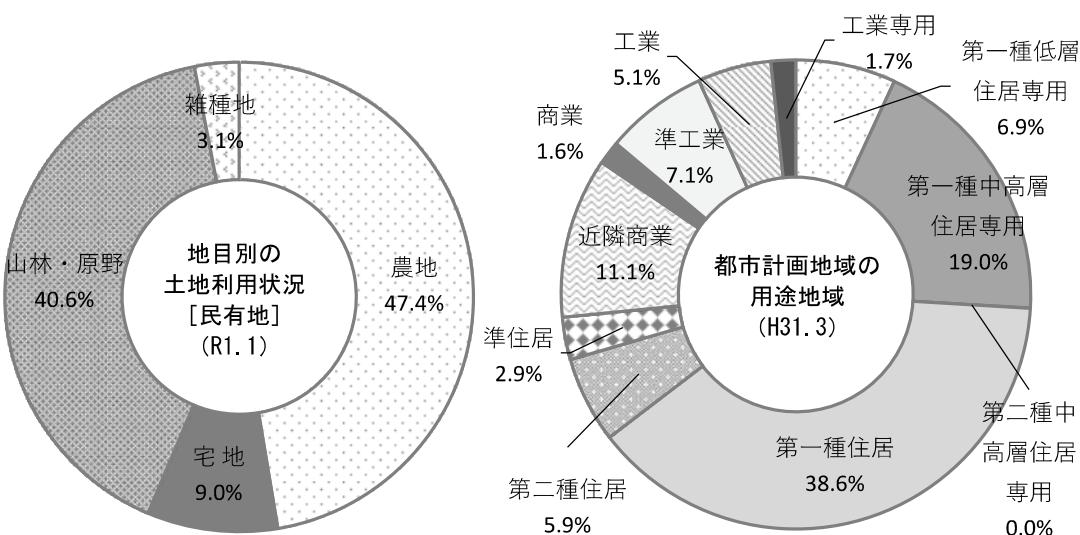
第2次南砺市総合計画では、令和12年には41,219人に減少することが見込まれています。

若者のIJUターンや移住の促進、「充実した子育て環境の提供」などの本市の強みを生かした施策の推進を子育て世帯の転入の促進につなげることで、令和42年(2060年)の将来人口の目標を3万人としています。

4 土地利用

本市の面積は 66,886ha であり、そのうちの約8割が森林地帯（民有地の山林及び公有地等）で占めており、民有地の地目別土地利用状況をみると、農地が 47.4% を占めています。社会・経済情勢の変化等によって、遊休農地や管理が行き届かない森林が増えてきています。

土地利用の指定状況は、都市計画区域に指定されている面積は 16,842ha（総面積比の 25.2%）であり、そのうち用途地域が定められている面積は 760ha（総面積比の 1.1%）となっています。



資料左：総務省「固定資産の価格等の概要調書」、資料右：富山県都市計画課

図-4 土地利用の状況

5 産業

過去20年間における本市の産業大分類別事業所数及び従業者数の推移は、第1次産業ではほとんど変化はみられませんが、第2次産業は減少、第3次産業は増加傾向にあります。また、富山県と比較すると、第1次産業、第2次産業の割合が高くなっています。

なお、市内の産業構造は平野部と山間部で異なっており、平野部ではアルミニウムや橋梁・建築建材、工作機械等を中心とした製造業の就業割合が、山間部では建設業や観光産業等のサービス業の就業割合が高くなっています。

(1) 農業

県内有数の米産地である他、干柿、里芋、そば、赤かぶ、チューリップ球根等の特産品づくりに取り組んでおり、市場性の高い農畜産物の生産・安定供給と、地産地消を基本とした流通・販売体制の構築に努めています。

(2) 林業

木材価格の低迷からくる経営難が林業従事者離れにもつながっていますが、作業路網の整備等による経営基盤強化とグリーンツーリズムの推進に努めています。

(3) 商工業

地場産業の振興として、安土桃山時代から続く絹織物や 300 人の彫刻師を抱える木彫刻、プロ野球選手が愛用する木製バットの製造や、ロボット産業やアニメ産業、IT 産業といった、次世代産業への支援の推進に努めています。

また、世界遺産をはじめとする歴史・文化資源や、伝統工芸・特産品を活用した多彩な観光イベントが四季を通じて市内各地で開催されていることから、これらの資源を連携し、交流人口の拡大、雇用の創出に努めています。

6 観光・レクリエーション

南砺市は、美しい散居村が広がる平野部から世界遺産「五箇山合掌造り集落」を有する山間部まで、豊かな自然の中に懐かしく美しい日本の原風景が息づくまちです。

また、豊かな風土に育まれた多様な伝統文化、食文化、芸術文化が展開されており、各地域で受け継いできた様々な祭りやイベントが年間を通して行われており、国内外にファンが多い地域でもあります。



南砺市ホームページ
「南砺観光情報」



(一社) 南砺市観光協会ホームページ
「南砺市の観光情報サイト 旅々なんと」

7 交通

JR城端線は、市内唯一の鉄道であり、砺波市や高岡市等への通勤・通学や観光客の交通手段として利用されています。非日常的に利用する人の割合が極端に減少していることが懸念要因となっています。

また、公営バスは、市町村合併前の各町村で運行していたバス路線を継続する形で運行しており、民営バスと合わせると、概ね市内の各地区を網羅しています。

平成 31 年 3 月に「南砺市地域公共交通網形成計画」を策定し、複数の中心拠点を持つ本市の特徴を踏まえて、地域拠点相互間を結ぶことによって、通院・買物等の足となる市民の移動ニーズに対する利便性の向上とともに、観光客への利便性の向上を目指すこととしています。